

## 第1号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年2月4日

豊島区教育委員会教育長 金子 智雄

### (説明)

国家公務員において不妊治療と仕事の両立を目的に不妊治療のための休暇が新設されたことを踏まえ、本区においても職員が不妊治療を安心して受ける環境整備を進めるため、新たな特別休暇として設置することとなった。

このことを受けて、区長部局と同様の対応を図るため、幼稚園教育職員に関する規程の整備を行う。

### (資料)

別添のとおり

## 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

### 1 改正内容

「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」第17条に特別休暇として「不妊治療のための休暇」が追加されることに伴い、次のとおり規程の整備を行う。

#### (1) 休暇の事由

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当と認められる場合

#### (2) 休暇の付与日数

一会計年度において5日（体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

#### (3) 休暇の単位

1日又は1時間。ただし、残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用可能。

#### (4) 休暇の請求及び承認

現行の特別休暇と同様の取扱い。

### 2 施行日

令和4年4月1日

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成12年3月31日教育委員会規則第1号)の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正案
(新設)	<p><u>(不妊治療のための休暇)</u></p> <p><u>第17条の2 不妊治療のための休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</u></p> <p><u>2 不妊治療のための休暇は、一会計年度において、日又は時間を単位として、5日(体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、10日)以内で承認する。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の不妊治療のための休暇は、1時間を単位として、5日(体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、10日)以内で承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間すべてについて、不妊治療のための休暇の請求があつた場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</u></p> <p><u>4 不妊治療のための休暇の残日数のすべてについて請求があつた場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを承認することができる。</u></p> <p><u>5 1時間を単位として承認された不妊治療のための休暇(勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認された不妊治療のための休暇を含む。)を日に換算する場合は、7時間45分(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間(5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間))をもって1日とする。</u></p> <p><u>6 教育委員会は、不妊治療のための休暇を承認するときは、不妊治療に係る通院等をすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。</u></p>

(再任用職員等に関する特別休暇等の特例)

第32条の2 再任用職員等が、第16条、第18条から第20条まで、第23条から第28条まで及び第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。

(再任用職員等に関する特別休暇等の特例)

第32条の2 再任用職員等が、第16条、第17条の2から第20条まで、第23条から第28条まで及び第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。